

箕面市立学校の修学旅行実施可否の判断基準

箕面市教育委員会
箕面市立箕面小学校

1. 外的環境に係る判断基準

①当日までの実施の判断基準について

下記のア～キの状況である場合、実施可能な状況であると判断する。

- ア 「大阪モデル」のステージが「レッド」ではないこと
 - イ 箕面市内で複数のクラスター（集団）感染が起きるなど大幅な感染拡大の状況ではないこと
 - ウ 旅行先（すべての滞在先）が、以下の状況であること
 - ・国が旅行先の都道府県を「特定（警戒）都道府県」に指定していない。
 - ・旅行先の都道府県が独自の緊急事態宣言を出していない。
 - ・旅行先の都道府県知事等が大阪府内の小中学校の修学旅行の受け入れを拒否していない。
 - エ 大阪府が発出している「令和2年度修学旅行の実施（新型コロナウイルス感染症対策）に係るガイドライン」（以下「大阪府ガイドライン」という）別紙「旅行期間中の新型コロナウイルス感染症に係る対応等について」の内容も含め、詳細な計画等について十分に説明したうえで、参加児童生徒の保護者全員から参加同意書を取り、参加を承諾しない保護者が15%以内(*)であること
- (*)インフルエンザに罹患して欠席する児童生徒に係る学級閉鎖基準
- オ 大阪府ガイドラインに記載されている「5 感染防止対策等」が講じられていること
 - カ 本市から6月11日付「新型コロナウイルス感染症対策に伴う今後の学校行事について」の通知における修学旅行についての内容が遵守されていること
 - キ 上記ア～カを踏まえて、校長が修学旅行について実施の許可を出していること

②当日における実施の判断基準について

下記のア～エが維持されている場合、実施可能な状況であると判断する。

- ア 「大阪モデル」のステージが「レッド」ではないこと
- イ 箕面市内で複数のクラスター（集団）感染が起きるなど大幅な感染拡大の状況ではないこと
- ウ 旅行先（すべての滞在先）が、以下の状況であること
 - ・国が旅行先の都道府県を「特定（警戒）都道府県」に指定していない。
 - ・旅行先の都道府県が独自の緊急事態宣言を出していない。
 - ・旅行先の都道府県知事等が大阪府内の小中学校の修学旅行の受け入れを拒否していない。
- エ 上記ア～ウを踏まえて、校長が修学旅行について実施の許可を出していること

2. 児童生徒の状況に係る判断基準

時期	児童生徒の状況	左記児童生徒の 修学旅行への参加 の可否等	修学旅行の実施・継続
前 日	PCR検査等受検待ち及び結果待ち	不可	実施
	濃厚接触者と特定	不可	
	同居者が濃厚接触者と特定	不可	
	陽性者と特定	不可	保健所による疫学調査 等の結果を踏まえ判断
	他学年等の児童生徒が陽性者と特定	—	
出 発 時	発熱・風邪症状	不可（帰宅）	実施
	同居者が発熱・風邪症状	不可	
	同居者が濃厚接触者と特定	不可	
	他学年等の児童生徒が陽性者と特定	—	保健所による疫学調査 等の結果を踏まえ判断
出 発 後	発熱・風邪症状	別室待機、 病院受診	継続
	濃厚接触者と特定	離団（隔離）	
	PCR検査等受検が必要	離団（隔離）	
	同居者が濃厚接触者と特定	可	
	陽性者と特定	離団（入院）	活動停止（再開について は、保健所による疫学調査 等の結果を踏まえ判断）
	他学年等の児童生徒が陽性者と特定	—	

※教員についても上記の判断基準を適用する。

※上記いずれの時期においても、他学年の教員または児童生徒の感染者が判明した時点で、保健所による疫学調査等の結果を踏まえた判断のもと、修学旅行を中止にする可能性がある。

※新型コロナウイルス感染症の影響により修学旅行を中止にした場合に係るキャンセル費用は国の地方創生臨時交付金の活用を予定している。

なお、大阪府ガイドライン別紙「旅行期間中の新型コロナウイルス感染症に係る対応等について」に以下の記載がある。

- (1) 計画の中止及び変更の可能性があるとともに、実施しなかった活動の費用が保護者負担になる可能性があること
- (2) 陽性者にかかる費用は、保護者負担となる項目もあること（入院時の初診料や入院に必要な物品等）
- (3) 濃厚接触者は離団し、別ホテル等で2週間程度隔離となること
- (4) 濃厚接触者は原則公共交通機関が利用できないこと
- (5) 保護者が自家用車で迎えに来る場合、濃厚接触者は滞在せず帰阪できる場合があること
- (6) 濃厚接触者とその保護者にかかる費用（移動・宿泊等）は保護者負担となること

*保護者負担について（保護者負担が少なくなるようにする）

- (1) キャンセル費用は国の地方創生臨時交付金の活用を予定している。
- (2) PCR検査や入院のお金は国費、初診料や入院に必要な物品等は保護者負担となる。
- (3) (6) 児童の延泊や保護者の移動・宿泊費用は旅行社の保険の利用を予定している。